

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

天草市長 馬場 昭治

市町村名 (市町村コード)		天草市 (432156)
地域名 (地域内農業集落名)		小宮地地区
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年3月29日(第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

地域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	81.9ha
農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	81.5ha

(2) 地域農業の現状と課題

<p>当地区は、基盤整備を実施した水田地帯で水稲、園芸作物、飼料用作物などを中心に地域農業が営まれ、農地の営農活動行ってきたところである。 しかしながら、近年、高齢化・後継者不足が進展し、担い手の確保が急務となっている。 そこで当地区では、楊貴妃の里しんわ(農事組合法人)と各農業法人が連携して、農地を守る話し合いが行われ、優良農地の確保と併せて担い手への農地集積を進めている。</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>地域の主要作物は水稲や施設栽培による園芸作物となっており、土づくりをはじめ環境保全型農業の推進を行いながら、耐候性ハウスの導入や部材の補強など施設の強靱化拡大を図り、作物の安定生産と品質向上を図る。</p>
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

<p>担い手への農地集積を基本として、農用地の効率的な利用を図る。</p>

(2) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

<p>担い手が利用する農地面積は75.3ha(令和5年度時点) 後継者不在の農用地を担い手に集約化することで、担い手が利用する農地面積増加を進める(令和7年度から)</p>
--

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置（必須項目）

（1）農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用しながら、認定農業者や新規就農者等を中心に担い手への農地集積を進める。
（2）農用中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を集約しながら段階的に集積・集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組
実施済
（4）多様な経営体の確保・育成の取組
必要に応じて、地区内外からの多様な経営体を地区内へ呼び込み、農業委員会、農業協同組合、天草市担い手育成支援協議会等と横断的に情報を共有し、楊貴妃の里しんわ（農事組合法人）と各農業法人が連携して、栽培技術や生産活動などの育成の取組みを行う。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業効率化が期待できる草刈り、防除等の作業の共同化や、農作業の受委託等を楊貴妃の里しんわ（農事組合法人）と各農業法人が連携して進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		
<p>【選択した上記の取組内容】</p> <p>①イノシシ被害が拡大しないように必要に応じて防護柵を設置する。</p>									